

トップレベルのアーティスト等の人材育成及びキャリア形成支援を通じた  
文化芸術のグローバル展開事業委託実施要項

令和4年5月19日  
文化庁次長決定

### 1. 趣旨

我が国の文化芸術各分野において国際的な評価を高めていくため、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した人材を選考し、戦略的なグローバル展開・人材派遣を実施する。あわせて、芸術家・文化人等の相互交流を通じたネットワーク構築による我が国の文化芸術の評価向上を目的に、諸外国からの芸術・文化関係者の招へい事業を実施するほか、我が国文化芸術のグローバル展開に資する取組を実施する。

### 2. 委託業務の内容

- (1) 芸術家・文化人、文化芸術の活動に係るプロデューサーやプロモーター等のグローバル展開・人材派遣
  - ① 候補者及び派遣先の選定
  - ② グローバル展開に必要な活動支援の仕組みの構築
  - ③ 芸術家・文化人等の海外派遣及び派遣中の活動支援
- (2) トップレベルのアーティスト等の育成及びキャリア形成を支援し、かつ、これら人材のグローバル展開に資するための諸外国からの芸術家・文化関係者、グローバルに活動するプロデューサーやプロモーター等の招へい
- (3) 国際的なキャリアパス形成に有用なイベント等を契機とした芸術家のグローバル展開
- (4) 上記のほか、我が国文化芸術のグローバル展開に資する取組

### 3. 業務の委託先

対象となる団体等は、2. の事業内容を確実に実施できる我が国の団体で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
  - ア 定款・寄附行為に類する規約等を有すること
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

#### 4. 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

#### 5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認められた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

#### 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

#### 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

#### 8. 業務完了（廃止等）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、委託業務完了（廃止等）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

#### 9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止等）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、

その効果的な運営を図るため協力する。

- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領による。